

仕 様 書

- 1 委 託 名 岡山市立小中学校及び学校給食センター油水分離槽汚泥処分
業務委託(単価契約)
- 2 排 出 場 所 岡山市立岡山中央小学校 ほか
- 3 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 予 定 処 理 量 455 m³以内
- 5 業 務 の 目 的 油水分離槽から抜き取られた汚泥を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適切に処理する。
- 6 許 可 の 写 し の 添 付 と 許 可 の 確 認
 - (1) 本契約を締結するに当たり、廃棄物処理法に基づく受託者の産業廃棄物処分業の許可証の写しを本契約書に添付する。

なお、受託者は、許可事項に変更があった場合は、その都度速やかにその旨を岡山市教育委員会（以下、市という）へ通知し、本契約書にその変更した許可証の写しを添付する。
 - (2) 市は、その許可証又は認定証の写しにより次の項目及び本仕様書「7業務内容(1)」記載事項が有効であることを確認する。
 - ア 許可した都道府県・政令市
 - イ 許可番号
 - ウ 許可年月日と許可の有効年月日
 - エ 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）
 - オ 事業の用に供する施設情報
 - カ 許可の条件
- 7 業 務 内 容
 - (1) 受託者は、別途市が契約する収集運搬請負業者（以下、収集運搬請負業者という）が岡山市内の受託者所有中間処理施設へ搬入した汚泥を受け取ること。受け取りに当たっては、本契約書第3条第1項により市から受託者へ提供した書面に記載する汚泥性状であることを毎回確認し、性状等の異なる異物が混入していないことを確認すること。（廃棄物の受取確認義務）
 - (2) 搬入された汚泥を廃棄物処理法により許可された方法により適切に中間処理を行うこと。

処理に当たっては処理工程及び処理後の汚泥の写真その他の記録を行うこと。
 - (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要事項を記入し、排出業者、収集運搬受託者のそれぞれに記入誤りがないことを確認の上、処分受託者等欄に記入を行い、処分完了後直ちに

その旨を書面（マニフェスト）をもって送付すること。

8 連絡調整

汚泥の受け入れは、収集運搬請負業者と連絡を密に実施すること。

9 支払い条件

毎月の業務完了検査に合格後、完了分の委託料を支払う。

10 提出書類

(1) 業務着手前に下記書類を提出すること。

- ① 業務着手届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚
- ② 業務責任者等届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚

(2) 委託業務実施中

各月の業務完了ごとに下記の報告書を作成し、監督員に提出すること。

- ① 委託業務完了報告書（○月分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 枚
- ② 産業廃棄物管理票（マニフェスト）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ③ 委託料請求書（検査合格後）